

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	13-1
許認可等の種類	第一号対象事業者の指定			
根拠法令条例等・条項	畜産経営の安定に関する法律第10条			
許認可等の概要	生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を行う指定事業者の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】畜産経営の安定に関する法律第10条第1項</p> <p>一 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。</p> <p>二 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、第五条第二項第一号口の地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。</p> <p>三 前号の地域が、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域)を単位とするものであること。</p> <p>四 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程(以下「業務規程」という。)において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。</p> <p>五 第十三条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日以内			
期間の制定根拠	—			